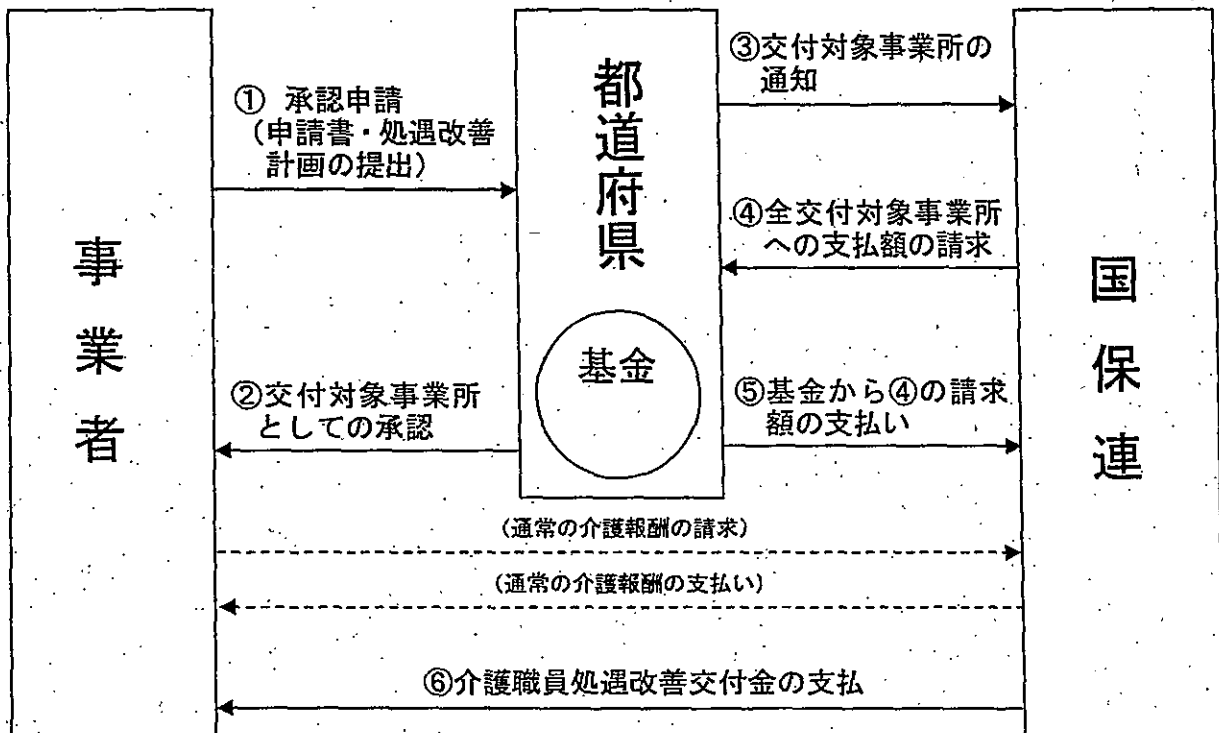


介護職員処遇改善交付金等
関係

(1) 都道府県の事務作業内容・事務手順

介護職員処遇改善交付金(仮称)の執行の仕組みについて(案)

1. 執行のスキーム (イメージ)



2. 都道府県の実施事務内容

(1) 事前の準備

① 都道府県の基金の造成

介護職員の賃金の確実な引き上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に対する助成(以下「本事業」という。)については、都道府県が基金を設置して実施することとしており、この基金に要する費用に充てるため、国から都道府県に対して、「介護職員処遇改善等臨時特例交付金」を交付することとしている。

この交付金のうち、「介護職員処遇改善交付金」事業に充てる額の算定については、43ページのとおりである。また、この基金のため、各都道府県において条例の整備が必要となるが、当該条例の参考例(素案)については先般お示ししているところであり、「(調整中)」としていた部分を追記したものを46ページに掲載しているので、これを今後の作業の参考とされたい。

② 対象事業者の把握

本事業の対象となるすべての事業所を都道府県において把握する必要があるため、管内市町村の指定を受けた地域密着型サービス事業者について、管内市町村からの情報の提供を受けること。

③事業者への事前説明

本事業については、本年10月サービス分から対象となる事業者に助成することとしており、各都道府県において、準備が整いしだい、事業者からの申請を受け付けていただくこととしている。

については、この申請事務等を円滑に実施するため、各都道府県の実情に応じ、本年7月中を目途として管内の介護事業者を対象とする説明会を開催し、本事業による助成を受けるための申請手続や承認要件、交付額等について、事前に周知を図られたい。

(2) 事業者からの申請処理

①承認申請受付

本事業による交付金の交付を受けようとする介護事業者は、都道府県に対して、各事業所における介護職員1人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画書を添付して、交付の申請を行う。

申請は、原則として事業所単位で受け付けるものとするが、事業所単位での申請が実態にそぐわないと認められる場合には、事業者単位で受け付けても差し支えない。

また、申請は通年で受け付けるものとし、承認については、その決定がなされた年度の末日（サービス分）まで有効とする。したがって、基本的に、事業者は、年に1回申請を行うこととなる。承認を得られなかった事業者については、同一年度内に再度申請することもできる。

②申請書審査・対象事業所の承認

事業者からの申請書及び処遇改善計画書を、都道府県において審査を行う。

このとき、処遇改善計画書が、賃金改善の要件等を満たしていれば、都道府県は、当該事業者を本事業の交付金の対象事業者として承認するものとする。

③国保連へのデータ送付

都道府県は、承認した事業者の経営する事業所（以下「交付対象事業所」）について、国保連に伝達する。

国保連においては、交付対象事業所について、

- ・事業所異動連絡票情報の登録
- ・通常の介護報酬の請求時における本事業の交付金の額の算定
- ・都道府県に対して、全交付対象事業所への支払い額等の伝達を行う。

④国保連への資金の移動

都道府県は、国保連からの全交付対象事業所への支払い額の伝達を受け、当該額を基金から支出、国保連に支払う。

（これを受けて、国保連は、各事業所に介護職員処遇改善交付金を支払う。）

国保連においては、交付対象事業所について、

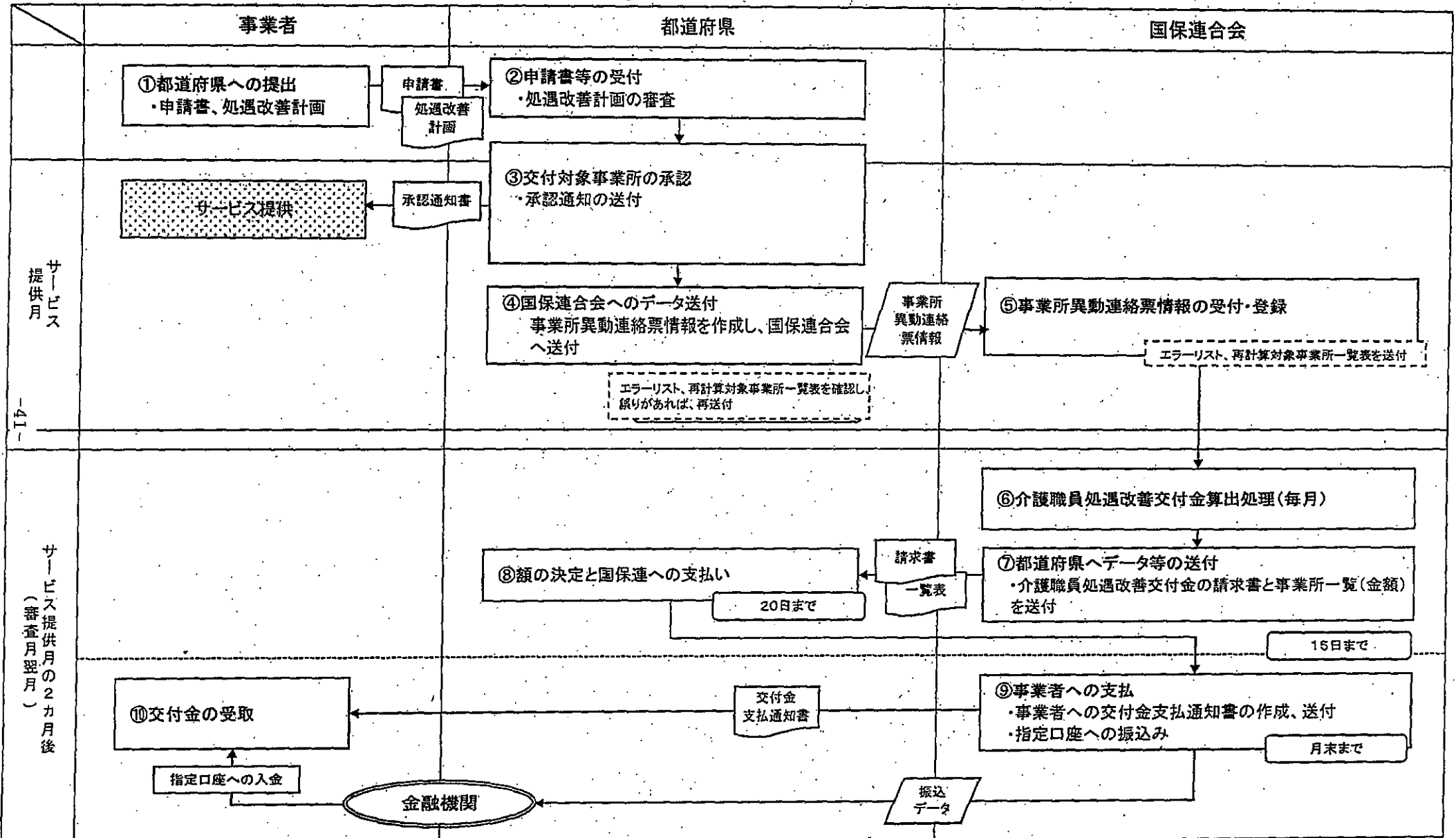
- ・交付金支払通知書の作成、送付
- ・指定口座への振込み

を行う。

《今後のスケジュール》

- 〔 7月 介護事業者への説明会
- 〔 8月 準備のための申請受付開始
- 9月 条例整備・基金造成、交付対象事業所の認定
- 10月 (算定対象サービスの提供開始)
- 11月 (算定対象サービスの請求)
- 12月 交付金の支払い開始(国保連)

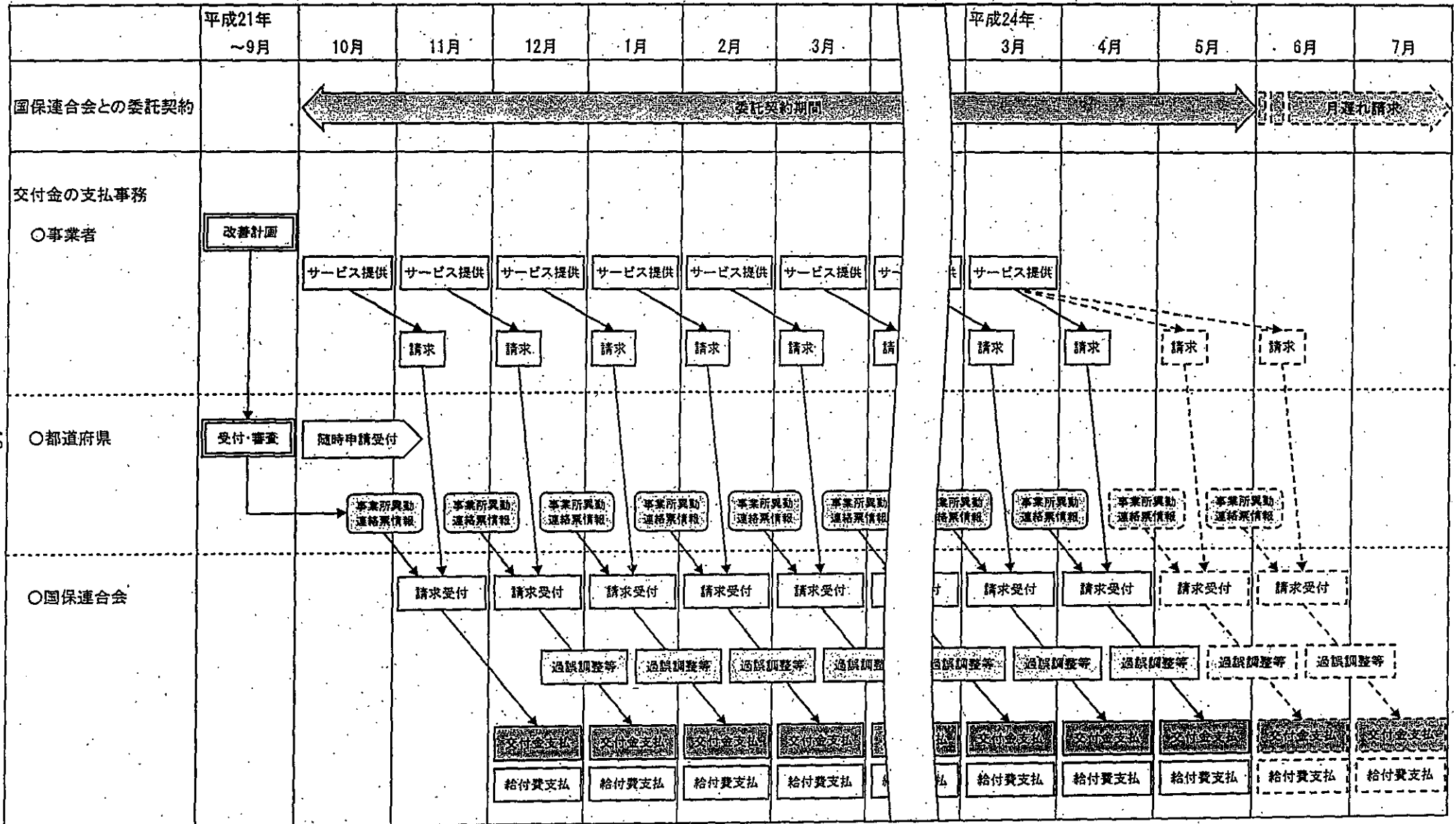
介護職員処遇改善交付金(仮称)にかかる事務処理の流れ(案)



※1 申請はサービス提供月以降もあり得る。

※2 国保連への事務委託の範囲については、各都道府県の実情に応じて変更することが可能である。

介護職員処遇改善交付金(仮称)に係る事務処理等の流れ(委託契約期間中の支払サイクル)(案)



※請求とは、介護報酬本体の請求である。

※平成21年10月サービス分に係る交付金の支給については、当該月より前の過誤調整は行わない。

※国保連合会において把握できない過誤(保険者が直接行ったもの)については、都道府県と事業者間で行う。

※国保連合会において平成24年7月(委託期間の最終月)の月遅れ請求に係る交付金支給後の過誤調整等は行わない。

(2) 交付金の執行方針

介護職員処遇改善等臨時特例交付金の予算執行方針（案）

1 介護職員処遇改善交付金（事業費）分

(1) 予算額 3923億円

(2) 配分方法

$$3923 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の第4期における交付金所要見込み額}}{\text{全国の第4期における交付金所要見込み額}}$$

※ 交付金所要見込み額は、第4期の介護報酬総額に当該交付金の交付率等に乗じて各都道府県が算出するもの。

※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

平成21年
6月まで

- ・各都道府県から交付金所要見込額を調査（1回目）
- ・交付額の配分を決定し、そのうち7割を内示（1回目）
- ・交付決定（1回目）

7月～9月

平成22年
1月～3月

- ・各都道府県から10月以降に施行状況を踏まえた交付金所要見込額を調査（2回目）
- ・交付額の配分を再決定し、残りの額（全体で3割）を内示（2回目）
- ・交付決定（2回目）

2 介護職員処遇改善交付金（事務費）分

(1) 予算額 51億円

(2) 配分方法

以下の①と②を合計した額

① 基本定額分（人件費①、システム改修費）

1県あたり 22,801,700円

② 事業所数比例分（人件費②、通知書作成、説明会開催等の物件費）

$$40 \text{ 億円} \times \frac{\text{当該都道府県の請求事業所数（サービス別）}}{\text{全国の請求事業所数（サービス別）}}$$

- ※ 請求事業所数は、直近の実績（交付金対象サービスのものに限る。）。
- ※ 実際の交付額は、上記の方法により算出した額と事業に要する費用（寄付金その他の収入額を控除したもの。）のいずれか低い方の額。

(3) 今後の執行時期（予定）

- ・ 事業費の内示・交付決定（1回目）にあわせて全額を内示、交付決定

3 施設開設準備経費助成特別対策事業分

(1) 予算額 約673億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- | | |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬 | ・ 内示 |
| 8月末 | ・ 申請書提出 |
| 9月 | ・ 第一次協議分の交付決定 |

※ 第二次協議の時期については検討中。

4 定期借地権利用による整備促進特別対策事業分

(1) 予算額 約125億円

(2) 配分方法

各都道府県毎に、介護基盤緊急整備等臨時特例交付金に対する協議等を考慮の上、配分する予定。

(3) 今後の執行時期（予定）

- | | |
|--------------|-------------------|
| 平成21年7月初旬～中旬 | ・ 各都道府県より第一次協議書提出 |
| 7月末～8月中旬 | ・ 内示 |
| 8月末 | ・ 申請書提出 |
| 9月 | ・ 第一次協議分の交付決定 |

※ 第二次協議の時期については検討中。

※ 事務費助成特別対策事業分（3及び4に係る事務費）

別途示す配分率に基づき、厚生労働大臣が、必要と定めた額を予算の範囲内で各都道府県へ配分するものとする。

(3) 基金条例案

〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(仮称)条例(参考例)(素案)

(設置の目的)

第一条 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく制度の円滑な運営及び介護職員のさらなる処遇の改善等を図るため、〇〇(都道府)県介護職員処遇改善等臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は、〇〇(都道府)県が交付を受ける介護職員処遇改善等臨時特例交付金の額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益の処理)

第四条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- 一 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づく指定を受けた事業者の行う介護職員の賃金改善に要する経費を当該事業者に助成する事業のための財源に充てる場合
- 二 〇〇(都道府)県又は市町村が行う施設開設準備経費助成特別対策事業のための財源に充てる場合
- 三 〇〇(都道府)県又は市町村が行う定期借地権利用による整備促進特別対策事業のための財源に充てる場合
- 四 前各号の助成を実施するための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)

第七条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十四年三月三十一日に、その効力を失う。ただし、第六条第一号及び第四号の事業の実施に係る精算を目的として基金事業の延長をした場合は、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、この条例中第六条第二号及び第三号の特別対策事業にかかる部分については、当該事業の実施を目的として基金事業の延長をした場合、当該精算を完了した日に、その効力を失うものとする。
- 4 前二項の場合において、基金に残額があるときは、当該残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。